

神奈川県西地区

リハビリテーション連絡協議会

会 則

(名称)

第1条 本会は、神奈川県西地区リハビリテーション連絡協議会と称する。

(事務局の設置)

第2条 本会は、神奈川県小田原市城山 1-2-25 国際医療福祉大学小田原保健医療学部作業療法学科内に事務局を置く。

(目的)

第3条 本会は、関連職種間の協働により、地域住民に有益な情報発信を行い、地域連携の充実を図り、在宅生活をおくるための環境整備を実現することを目的とする。

(活動原則)

第4条 本会は営利目的の活動を行うものではない。

(事業の種類)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (ア) サービスの質を向上させるための様々な研修会、勉強会の開催
- (イ) 医療、介護、保健、福祉に関わる従事者間の情報交換、および交流
- (ウ) 医療、介護、保健、福祉に関わる調査・研究・発表
- (エ) 住民がより快適に暮らすための行政への提案と要望

(会員)

第6条 本会の会員は、以下のいずれかの条件をもつ個人によって構成する。

- (ア) 県西地区（小田原、南足柄、大井、開成、中井、箱根、松田、真鶴、山北、湯河原）に在勤、在住するもの
- (イ) 本会の目的に賛同するもの
- (ウ) PT・OT・ST・SW・Dr、および関連業務に従事しているもの

(会費)

第7条 会員は、会費を納入しなければならない。

1. 年会費 2,000 円とする。
2. 4月1日～9月30日までの入会者は年会費を納入する。
3. 10月1日～3月31日までの入会者は半額を納入する。
4. 退会の場合、納入した会費は返却しない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会届の提出をしたとき。
2. 当会の目的に反したとき。
3. 会費を納入しなかったとき。
4. 総会にて会員の4分3以上の退会決議があったとき。

(役員の種類および、役員、顧問、相談役、監事の定数)

第9条 本会に、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 3名
3. 会計 1名

本会に、次の顧問、相談役、監事を置く。

1. 顧問 1名
2. 相談役 2名
3. 監事 1名

(選任)

第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。

- 2 会長は、役員の間選とする。

(職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長は、顧問、相談役、監事を選任する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を行う。
- 4 会計は、本会の活動における会計全般を行う。
- 5 顧問は、役員の間選執行の状況を監督する。
- 6 相談役は、役員の間選執行に対し、指導・助言を行う。
- 7 監事は、役員の間選執行を監督する。

(任期)

第12条 役員の間選は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員により就任した役員の間選は、それぞれの前任者または現任者の間選の残存期間とする。

(役員の間選補充)

第13条 役員の間選の間選が出たときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(会議)

- 第 14 条 本会の会議は、総会および役員とする。
- 2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第 15 条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第 16 条 総会は、以下の事項について決議する。
1. 会則の変更
  2. 解散および合併
  3. その他、会運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第 17 条 総会は毎年 1 回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する
    - ① 役員会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
    - ② 会員総数の 2 分 1 以上から会議の目的を記載した書面により召集の請求があったとき。

(総会の招集)

- 第 18 条 総会は、会長が召集する。
- 2 総会を招集する場合には、会議の日時、目的および審議事項を記載した書面により開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

- 第 19 条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

- 第 20 条 総会は、委任状を含め会員総数の 2 分 1 以上の出席がなければ開会することは出来ない。

(総会の議決)

- 第 21 条 総会の議事は、この会則に規程するものの他、出席した会員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の構成)

- 第 22 条 役員会は、役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第 23 条 役員会は、この会則に定める事項の他、次の事項を議決する。

1. 同会に付議すべき事項
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項
3. その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
4. 会員の入退会に関する事項

(役員会の開催)

第 24 条 役員会は、次に掲げる場合に開催する。

1. 会長が必要と認めたとき。
2. 役員総数の 3 分 2 以上から役員会の目的である事項を記載した書面に招集の請求があったとき。

(役員会の招集)

第 25 条 役員会は、会長が招集する。

(役員会の議長)

第 26 条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の議決)

第 27 条 役員会の議事は役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事業年度)

第 28 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画および予算)

第 29 条 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告および決算)

第 30 条 本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(会則の変更)

第 31 条 本会則は総会に出席した会員の 4 分 3 以上の決議を経なければならない。

(解散)

第 32 条 本会は、総会の決議により解散する。

附 則

本規約は平成 21 年 4 月 1 日より施行する。